

秋期 狩猟免許試験申請にあたっての留意事項

受験資格

- 島根県内に住所を有していること

提出書類等

(1) 狩猟免許申請書（免許の種類ごとに1枚）

- 受験できる免許試験は3種類。（わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟免許）
※ 網猟免許試験は、秋期には実施しませんので、ご注意ください。
- 受験会場も記入。
- 裏面にも記入・チェックが必要。
- 現在、銃の所持許可を受けている方は、所持許可証番号・許可年月日も記入。
- 島根県収入証紙（※ 収入印紙ではありません）を貼付。（手数料額は、下記表参照。）

(2) 診断書（1枚）

- 別紙様式により、医師の診断書を添付。
- 現在、銃の所持許可を受けている方は、許可証の写しの添付があれば、診断書は不要。

(3) 写真（1枚）

- 申請前6月以内・無帽・正面・上三分身・無背景・縦3.0cm×横2.4cmの写真を添付。
- 裏面に撮影年月日、氏名を記載。

(4) 返信用封筒（1通）

- 84円切手を貼付し、宛名を明記した返信用封筒を添付。

その他

- (1) 免許1種類ごとに申請書を1枚ずつ提出して下さい。
- (2) 第1種銃猟免許を取得された方は、第2種銃猟免許を取得されたとみなされます。
- (3) 初めて銃猟免許を取得される方は、次ページもご覧下さい。
(※銃刀法に基づく銃の所持許可に関するお知らせを記載しております。)
- (4) 狩猟免許申請手数料額

1 狩猟免許を持っていない方 (2以外の方)	わな猟	3,900円
	第1種銃猟	5,200円
	第2種銃猟	5,200円
2 現在、ほかの狩猟免許を 持っている方	わな猟	2,900円
	第1種銃猟	3,900円
	第2種銃猟	3,900円

- (5) 受験票及び眼鏡等（視力検査があります）を試験当日に必ず持参して下さい。

申請書等の提出先

〒690-8501 松江市殿町1番地

島根県 農林水産部 農林水産総務課 鳥獣対策室 (TEL 0852-22-5335)

※申請書の提出について、各試験日の1ヶ月前より受け付けます。

10日前までに到着するよう郵送していただくか、
持参でお願いします。

初めて銃猟免許を取得される方へ

散弾銃及び空気銃で狩猟を行う場合は、狩猟免許の取得と共に、銃の所持について、許可を得る必要があります。

予めこちらの手続きについても、ご確認をお願いします。

詳しくは、最寄りの警察署の生活安全課へお問い合わせ下さい。

松江警察署	〒690-0049 松江市袖師町5-10 0852-28-0110
安来警察署	〒692-0015 安来市今津町674-1 0854-22-0110
雲南警察署	〒690-2404 雲南市三刀屋町三刀屋124-2 0854-45-9110
出雲警察署	〒693-0023 出雲市塩冶有原町2-19 0853-24-0110
大田警察署	〒694-0041 大田市長久町長久ハ7-1 0854-82-0110
川本警察署	〒696-0001 邑智郡川本町大字川本337-6 0855-72-0110
江津警察署	〒695-0011 江津市江津町1016番地48 0855-52-0110
浜田警察署	〒697-0024 浜田市黒川町3748-10 0855-22-0110
益田警察署	〒698-0004 益田市東町7-5 0856-22-0110
津和野警察署	〒699-5604 鹿足郡津和野町大字森村口84-2 08567-2-0110
隠岐の島警察署	〒685-0014 隠岐郡隠岐の島町西町吉田の二20-15 08512-2-0110
浦郷警察署	〒684-0211 隠岐郡西ノ島町大字浦郷218-4 08514-6-0121